

平成28年 12月 定例会（第326回） 12月07日-02号

第三百二十六回定例奈良県議会会議録 第二号

平成二十八年十二月七日（水曜日）午後一時開議

○副議長（小泉米造） 次に、四十二番今井光子議員に発言を許します。――四十二番今井光子議員。（拍手）

◆四十二番（今井光子） （登壇）大変お疲れでございますが、もうしばらくおつき合いをお願いしたいと思います。北葛城郡選挙区選出の今井光子でございます。私は、日本共産党を代表して質問をさせていただきます。

アメリカ大統領選挙でトランプ氏が勝利しました。格差と貧困が進行し中間層が没落する中で、アメリカ社会の深部に大きな変化が起きていたことがわかりました。その変化は、我が国においても奈良県にも起きています。足元にじわじわ迫る貧困と将来の不安をただすために地方政治が本来すべきことは何か、県民が安心して住み続けられる持続可能な奈良県を築く立場で質問をさせていただきます。

初めに、自衛隊の駆けつけ警護について、知事にお伺いします。

安倍内閣は、十一月十五日の閣議決定で南スーダンに派遣する部隊に駆けつけ警護、宿営地共同防護を加え、二十日、先遣隊として青森の第十一次隊百三十人が出発し、十二日から新たな任務が始まります。ことしの夏、青森で自衛隊ねぶたを見てきました。隊員とその家族、子どもたちが一緒になって楽しんでいました。隊員は出発前の壮行会で、手足を失うことがないように半年後必ず無事に帰ってきますと語っています。

今の自衛隊員はサービスの宣誓をして入隊しています。そこには、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、中略、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託にこたえることを誓いますと書かれています。

南スーダンでは、七月に首都における大規模戦闘で数百人が死亡した後も戦闘が続いています。十一月一日に発表された国連特別調査報告書では、大統領派と副大統領派が昨年八月に結んだ和平合意は崩壊したと断定しており、政府や安倍政権は、戦闘ではなく衝突だ、PKO参加五原則などを挙げ自衛隊派兵を合理化しておりますが、その言い分は完全に破綻しています。PKO参加五原則では、停戦の合意があること、受け入れ先の政府が同意をしていることなどがございしますが、同報告書は国連施設などへの攻撃に政府軍が関与したことも明確になっており、コンゴのPKOの部隊は七月に百人が撤退いたしました。自衛隊に新任務を付与し任務遂行のための武器の使用を認めれば、自衛隊が南スーダン政府軍と戦闘を行うという危険極まりない道に足を踏み出すこととなります。殺し殺される危機も現実のものになります。

そこで知事にお伺いします。

安倍政権になって軍事費は伸び続け、ついに五兆円を超え社会保障や地方自治体に大きな影響を及ぼしています。知事は、地方行政の責任者として自衛隊の撤退と憲法の範囲内の平和的支援を行うように国に求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また奈良県と五條市、県南部の三町八村は、十月三十一日、奈良県南部陸上自衛隊駐屯地誘致推進協議会を設立し、駐屯地の誘致に関する要望書を防衛省に提出することを全会一致で可決したと聞いておりますが、要望はいつ提出されたのでしょうか。また要望に対する防衛省の見解はどのようなものだったか、お伺いいたします。

次に、祭りとイベントと地域の活性化について知事にお伺いします。

奈良県では年間を通じていつでもどこでも何かイベントが行われ、おもしろくなってきたという声が聞かれるようになりました。一方で、自治体で働く職員や住民がそのたびに動員をされて大変だという声も聞くようになってきました。十月に行われた葛城市の市長選挙は、現職にかわり新人が当選されました。翌日の奈良新聞のコメントでは、新人候補が現職の政策をイベント中心のまちおこしとして税金を投入し続けにぎわう政策から、真面目なまちづくりへの転換を訴えた点も市民に受け入れられたと解説されていました。

秋の平城京天平祭では、ブルーインパルスが飛行する問題で、過去に事故を起こして危険であることや世界遺産上空を飛ぶのはやめるようにと私は決算審査特別委員会に取り上げました。しかし、県では中止を求めるところか、平城京天平祭の一つのイベントとして組み込まれました。平城京天平祭の今年度予算は二億五千五百万円が使われていました。

昨年、奈良大立山まつりを始めるに当たり二億円、さらには今年度、補正予算で四千万円が投入されております。新聞広告でも既にこの奈良大立山まつりのことが全面広告で紹介されております。

私は、この夏、県が奈良大立山まつりの大立山の参考にされたという、青森のねぶた祭をはじめとする東北の四大祭りを見に行ってきました。ねぶたは、七夕祭りの灯籠流しが起源と言われ国の重要無形民俗文化財に指定されております。起源は定かではありません。中国渡来の七夕に古来から津軽にあった習俗と灯籠流し、人形虫送りの行事が一体化し、紙と竹、ろうそくが灯籠になり、それが変化して人形や扇ねぶたになったと言われております。現在の祭りは昭和二十一年から始まり、何年参加しているかの札がつけられています。一番長い七十年賞のねぶたを人々は褒めたたえておりました。

勇壮華麗なねぶた、乱舞する跳人、夜空に響くねぶた囃子が三位一体になって、現在は毎年二十二台程度が制作され、その費用は、制作、運行、祭り期間中の経費を含め一台二千万円、ねぶたそのものは四百万円から五百万円と言われております。一台のねぶたに対して子どもねぶた、お囃子隊、跳人と言われる踊り子がセットになってまちの中心地を練り歩きます。沿道には有料の観覧席も設けられ、一席二千五百円の席が旅行会社などで取り合いになる好評ぶりです。見てもらおうとつくるのではなく、つくりたいからつくっていると聞いておりました。観光客を呼ぶためにつくられた奈良大立山まつりとは違います。

観覧席の拍手が大きいとねぶたの正面を見学席に向けてくれます。跳人のつけた鈴をもらうといいことがあると言われ、落ちた鈴を拾ってと声をかければ観客席に投げ込んでくれます。観客との一体感が生まれています。

また、ねぶたに参加したければ五千円ほどの衣装を購入して参加することができ、地元の経済効果につながっています。県庁ねぶたがあったので、県は幾ら費用をかけておりますかと聞きましたら、互助会を出していて県は出していませんと言われました。ねぶたは最終日に審査をして、入賞したものを灯籠として船で浮かべます。終わると全て壊して、また来年は新しいねぶたをつくります。地域を挙げての祭典です。

弘前大学の寺田良介氏の分析では、平成二十一年の青森ねぶた祭の最終需要額は約五百六十八億円。主催者発表によりますと、青森ねぶた祭は開催期間が六日で、入り込み客数が三百二十万人であり、青森県のGDP約四兆四千七百五十一億円、平成二十年度であるために、青森ねぶた祭の開催に伴ってGDPを〇・七五%押し上げる効果があるとされております。

そこで知事にお尋ねします。

平城宮跡で行われた平城京天平祭、奈良大立山まつりでは、昨年度四億六千万円の県予算が使われておりますが、これらのイベントでどれぐらいの経済効果や集客効果があったのでしょうか。

また平城京天平祭や奈良大立山まつりは、県が費用を負担して実施しているイベントですが、私は、本来のお祭りは、青森のねぶた祭のように民間が自立して実施するものと考えます。行政主体のイベントはお金がかけれなくなれば存続できません。そのときに多くの人の心が集まって続いていくようなものが後世に引き継がれていくのではないのでしょうか。

そこで、知事に伺います。

元観光庁の長官で、現在、大阪観光局長の溝畑宏さんは、訪れる人、迎える人、その地域の人々が幸せにならなくては観光とは言えないと言っておりました。奈良の観光もこの視点から見直す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、部落差別の解消の推進に関する法律案について、知事に伺います。

去る十一月十七日に開かれた衆議院本会議におきまして、部落差別の解消の推進に関する法律案、いわゆる部落差別永久化法案が可決され、現在、参議院において審議されています。二〇〇二年に特別措置法としての同和对策事業が終結したにもかかわらず、時代に逆行する法案がなぜ出てきたのかが疑問です。この内容は、定義が不可能な部落差別をもとに実態調査や教育啓発、相談体制を地方公共団体に押しつける危険な内容です。

かつて奈良県でも旧同和地区の地区改良事業によって住環境は改善されました。地区内外の住民の交流や住居の自由、職業選択の自由、若者の結婚観も大きく変わるなど、さまざま変わりしてきました。この法案が復活すれば、同和行政も復活促進する口実につながります。法案では部落差別の実態調査を求めています。既に行政上の同和地区はどこにもあ

りません。こうした中で行政が旧身分や旧同和地区を特定することは、それ自体が重大な人権侵害になります。部落差別の掘り起こしになります。実態がない中で部落差別があると思いますかといった調査が行われれば、行政が住民の心の中に介入することになります。憲法が保障する内心の自由を侵してはなりません。

法案は、結婚就職差別に加えてインターネット上の悪質な差別書き込みを理由にしておりますが、平成二十七年における法務省人権擁護局の統計調査によりますと、人権を侵害されたという被害者からの申し出を受け、救済手続を開始した人権侵犯事件で、差別待遇に分類したもののうち同和問題に関する事件数は全体の〇・六%に過ぎず、人権侵害を行った者に対して改善を求める説示を必要としたのは二件になっています。悪質で深刻な差別の実態があるとは言えず、いわゆるプロバイダ責任制限法に基づいて削除するなど対応できる課題です。

そこで、知事にお尋ねします。

新たな部落差別をつくる危険な法案は廃案にするべきと考えますが、いかがでしょうか。

橿原市では人権問題に関する市民意識調査が行われ、問いの中に同和地区や部落出身という言葉が出てきます。部落問題は、私が奈良県に来たきっかけでもありました。永久に変わらないと思っていたものが社会の発展の中で解放の方向に向かっていると知ったときに、私でもできることがあるのではないかとソーシャルワーカーとして働くために奈良県に参りました。

かつて全国部落解放運動連絡会は、部落問題の解決の方向を、一、生活環境、労働、教育など、周辺地域との格差が是正されること。二、部落問題に関する非科学的認識や偏見に基づく言動がその地域で受け入れられない状況が生み出されること。三、部落差別にかかわり、住民の生活態度、慣習に見られる閉鎖性が克服されること。四、地域社会で自由な社会交流、つき合いが実現することと規定しました。

そこで、荒井知事に伺います。

奈良県では同和对策特別措置法の終結に際して、どのような総括をされたのか、お聞かせください。

次に、過労死を生み出さない働き方改革についてお尋ねします。

女性が輝く社会、働き方改革を宣伝する中で、大手広告代理店、株式会社電通の過労自殺事件が発覚しました。高橋まつりさんは、頑張って東京大学に入り、あこがれの職場で新入社員として輝いて活動するはずの人生が二十四歳で断ち切られたのです。SNSの書き込みでは、うわさに聞いていた四十七時帰宅、もう四時だ、体が震えるよ、死ぬ、もう無理そう、疲れたと残しました。名立たる大企業の驚くべき無法と人権侵害が衝撃を与えています。働くことが死につながるのは異常です。九月三十日、ようやく労災が認定されましたが、高橋まつりさんは帰ってきません。

労働時間は一日八時間、週四十時間までが原則です。しかし労働基準法第三十六条では、例外規定として、労使で三六協定を結べば時間外労働ができる抜け穴になっています。株

式会社電通では月七十時間になっていましたが、高橋まつりさんの場合は、過労死ライン八十時間をはるかに超える百五時間にもなっていました。高橋まつりさんは、上司の指示で業務時間報告書には実際より少ない六十九・五時間から六十九・九時間と入力させられていました。

そこで知事にお尋ねします。

奈良県庁の職場における三六協定では何時間を上限にしているのでしょうか。まだ三六協定を結んでいない職場は、何が課題で協定を締結していないのでしょうか。その実態を伺います。

昨年九月議会と三月の予算審査特別委員会で私は県庁の職場の電気が消えないことを問題にしました。県が出した支給割合一〇〇分の一五〇の超過勤務手当支給の実態は、十二月で十八職場、五十八人、二千三百九十八時間、一月が十六職場、七十四人、二千二百六十四時間、二月が十一職場、五十六人、一千五百五十二時間であることがわかりました。この時間が全て平日二十二時から翌朝の五時までの間とした場合に、昨年の十二月では、十七時十五分以降二十二時までの四時間四十五分をプラスいたしますと七千六百三十二時間になり、一人平均が百三十一・六時間と過労死ライン八十時間をはるかに超えております。いつ過労死が起きてもおかしくない実態が浮き彫りになりました。

そこで知事に伺います。

長時間労働をなくすために県はどのような改革に取り組んでいるのか、お聞かせください。

次に、教員についてですが、学校の部活動については、大阪府が週一回の休みをとることを決めました。教員については奈良教育新聞の春闘アンケートでも、一日十二時間労働は当たり前、きょうは早いなと思って午後八時に学校を出た。どこまでが教師の仕事なのだろう。長時間労働が蔓延しているというような職場の声が紹介されております。そんな中で、体がもたないと心配していると感じている方は七九・四%、これでは心の病気になるかもしれないと思っている方が六三・九%という深刻な状況が出ておりました。

大阪府は、十八日、全府立高等学校・支援学校百八十二校に対し、来年四月から部活動を行わない日を週一回以上設けるよう義務づけると発表しました。府立学校で二〇一一年度、勤務時間外に月八十時間を超えて学校にいた職員について調べたところ、時間外業務の五五%を部活動が占めていることがわかりました。

文部科学省は週一回部活動の休みをとるように努力することを呼びかけましたが、実際には周りの目が気になり実行が困難であるとの声も聞いております。

そこで教育長にお伺いします。

奈良県におきましても、教員の長時間労働をなくすために部活動の実態を把握した上で、週一回以上の部活動を行わない日を義務化するべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、就学援助制度について教育長にお尋ねします。

子どもの貧困が社会問題になっております。六人に一人が貧困と言われておりますが、それに拍車をかけるのが入学準備金です。国の就学援助の単価表では新入学児童生徒学用品費として、小学校入学は二万四千七百円、中学校入学は二万三千五百五十円となっております。新日本婦人の会のアンケート調査では、入学準備費は、小学校で平均五万四千五百四十円、中学校では平均七万八千四百九十二円と、国の就学援助単価を大きく上回っております。金額が少ない上に、支給されるのは前年度所得が確定してから七月ごろにならなければお金を受け取ることができません。しかし、新入学前の三月には準備が必要なお金になります。これがどこかで工面できればいいのですが、それができないために生活が脅かされ、死にたいという電話相談までいただいたことがありました。その間の家計のやりくりは想像を超えるものがあります。

王寺町では来年からその支給を三月に行う予定と聞いております。経済的理由により就学が困難な児童生徒に対する市町村の就学援助は、教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように配慮して実施すべきものと考えます。行政から見れば、支給を早めるだけで予算が特にかかることはありません。一方で、貧困家庭においては、それがどれほど家計の助けになるかわかりません。そのことで、うれしいはずの新入学が子どもの心にも大きな不安になっていたことが解消されます。

そこで教育長に伺います。

就学援助制度のうち、特に新入学児童生徒学用品費について、実施主体である市町村は、保護者への支給金額及び支給時期を実態に見合うように見直すべきと考えます。この点について教育長のお考えをお聞かせください。

最後に、後期高齢者医療制度について健康福祉部長にお伺いします。

後期高齢者医療制度ができて八年になりました。それまでの老人保健法を名前ごと変更して、七十五歳以上の高齢者と六十五歳以上の障害者の方を対象にした保険制度です。安倍内閣は、社会保障の自然増を三年間で一・五兆円程度抑える方針を閣議決定しました。その標的になるのが高齢者の医療、介護です。

政府は、後期高齢者医療では、低所得や扶養家族だった人の保険料の特例措置を二〇一七年度から段階的に廃止することを検討しています。廃止された場合、保険料は八・五割軽減の場合で二倍、九割軽減の場合で三倍、健康保険の被扶養者だった九割軽減の人で五倍となり、さらには三年目から十倍に引き上げられます。

奈良県では、健康保険の被扶養者だった九割軽減の人で年金収入が八十万円以下の場合、保険料は現在の年額四千四百円から三年後には四万四千八百円にはね上がります。後期高齢者の年金収入の現状は、平均が約百二十六万円で、基礎年金満額の八十万円以下が四割を占めています。この層はほかの収入がないのが圧倒的で、さらにその半数近くは五十万円以下、月々五万円に満たない年金で暮らしております。こんなぎりぎりの人を含めて低年金の高齢者に負担増を押しつけるのは許されないことです。

奈良県で二〇一五年七月現在、八万八千百八十人が特例措置の減免対象になっております。そこで、健康福祉部長にお伺いします。

国民皆保険の一環である以上、全員が無理なく保険料を納め、全員が給付を受けられるように特例措置は必要です。保険料の軽減特例措置の廃止や高額療養費の自己負担限度額の引き上げなど、受診抑制につながるような改悪をやめるように国に働きかけるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長（小泉米造） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）四十二番今井議員のご質問にお答え申し上げます。

最初のご質問は、自衛隊の駆けつけ警護でございます。

議員お述べのとおり、先般、国際連合南スーダン共和国ミッションに派遣される自衛隊の部隊について、駆けつけ警護などの任務が付与されたところでございます。ご苦労さまだと思っております。無事に任務を全うされることを祈るばかりでございます。

議員は、自衛隊の撤退を国に訴えろというご質問でございますが、自衛隊の撤退などにつきましては政府の専権事項に属するものであります。これまでの議会でも申し上げており、こうした事項については知事の立場で意見を申し上げることは適当でないと考えております。

それとは全く違う、同じ自衛隊でございますが、五條市の奈良県南部陸上自衛隊駐屯地誘致推進協議会の要望書についてのご質問がございました。

この要望書は、紀伊半島の防災確保、防災能力アップの観点からの陳情書でございます。協議会長の五條市長、副会長の下市町長など六名が十一月二十五日に防衛省を訪問し、提出されたと聞いております。防衛省からは、自衛隊の展開基盤の確保に係る調査費を平成二十九年度予算で二百万円概算要求しています。引き続き奈良県及び五條市と協力しながら進めていきたいので、今後とも緊密に連携をとらせていただきたいとお話があったと聞いております。

お祭りイベントについて、平城京天平祭、奈良大立山まつりのことについてご質問がありました。

ねぶたのことを大変評価されて、大立山はそれほどではないような印象を受けました。それと溝畑さんのことをおっしゃいましたが、私もかつて今の観光庁長官と同じ立場で観光行政のトップにいた者でございますので、時々私のことも評価されなくてもいいですけども、そういう立場でやっているということを念頭に置いていただければありがたいと思っております。

ねぶたもほかの地域のお祭りもよく関与いたしました。一朝一夕にでき上がってきたわけではないわけでございます。長崎の盆祭りにしろ博多の祭りにしろ、いろいろな経緯を経てだんだん成長してきたのが地域のお祭りでございます。その地域のお祭りを育てるのに奈良は遅かった、今まで何もしなかったというのが実績でございます。今やっと育ちかけておりますので、既に育った人とこれから育つかもしれないのを見ていただきますと、奈良はまだまだだと思われるかもしれませんが、そのような経緯で地域のブランド化されたお祭りができ上がってきております。奈良のお祭りはこれからだと思っております。いろいろな、なら燈花会とか実績が出てきておりますので、そのときに誰がするのか、ほっておいてもできないのが各地のお祭りでございますし、奈良県では特にできなかった。県でもイニシアチブをとらないとできないということがわかってきております。どうぞ今井議員のほうからも温かく見守っていただいて、育つことができれば、ねぶたと肩を並べるぐらい育ったなというふうに褒めてやっていただきたいと思っております。そのように育つ余地がある大立山でございます。各地とも議会ではもっとお祭りを盛り上げろという声が聞こえるのが通常でございます。奈良県でもそのような議会であろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

前置きが長くなりましたがご質問は、それぞれのお祭りの集客効果、経済効果ということでございます。

まず平城京天平祭は、平城宮跡の希少な歴史遺産を発信するためのお祭りでございます。昨年度は、春、夏、秋合わせて十三万七千人の来場がございました。今年度は二十四万一千人に増加しております。県主体で開催している夏と秋の平城京天平祭の平成二十七年度の経済効果は、アンケート調査の結果から、来場者の県内消費額は約三億九千万円、四億円程度と推定しております。また、来場者の総合満足度や平城宮跡に関する興味・関心の喚起率が年々上昇しております。これらもイベントを続けていることによる効果だというふうに判断しております。

一方、奈良大立山まつりにつきましては、五日間で五万一千人の方に来場いただきました。日帰り観光客の県内消費額は一億八千万円と推定しております。また奈良大立山まつりを含む一月、二月の冬季誘客キャンペーン期間中の宿泊客数の増加等を加味した県内消費額は十億四千万円と推定しております。奈良大立山まつりをきっかけに地元の祭りに参加したいという若者が集まり地元の祭りが盛り上がったという話や、御所市の場合でございますが、奈良大立山まつりに御所市のススキ提灯を出したらわざわざ夏のときに見に来られたという声もございました。県内各地においても奈良大立山まつりの効果が波及しているように思うところでございます。

市内の大手のホテルに聞きますと、この奈良大立山まつりの一月は随分予約率が高くなっているようでございます。去年よりも高いくらい。去年はキャンペーンの補助を出しましたが、補助がなくてもこれぐらいに来年は上がってきているよという予約の報告を受けました。大変うれしいことだと思います。定着するとそういうようなお祭りが定着したか

らこの時期に行こうというお客さんがふえてくるのでございますので、やはり定番化する、ブランド化するのに時間はかかりますし、そのように進行しているように思います。

二つ目は、溝畑さんの言葉をとられて、観光行政を進める視線についてのご質問でございます。

奈良観光振興の努力は、他地域に比べておくれをとってきたというのが知事としての認識でございます。このおくれを取り戻すには、知事としてはさまざまな取り組みをしなければいけない。イベントはその大きなポイントでございます。冬の温泉、あるいはカニといったような季節に特化したお楽しみ材料がない冬でございます。いつ奈良へ来ても何かやっている、奈良は楽しそうだと思っていただけるよう、県みずからが旗振り役となってイベントを創出し、いつ来ても見れるものはなかなか来られない、修学旅行以来来ないというのが奈良観光の実態でございます。いつもあるのもなかなか難しい。このときしかないというようなことを提供するのがイベントでございます。そのようなのが観光振興の定番でございます。

平城京天平祭と奈良大立山まつりにつきまして、県が主導したものでございますが、その運営や出店について県内各地域の方々、多くの方々の協力を得ることができました。このような文化イベントではなしに奈良マラソンという大きな冬場の観光イベントは四千人以上ものボランティアに参加していただいているものでございます。多くのボランティアに支えられて実施するのも奈良ならではのお祭りの形態かと思っております。

また参加された方自身の満足度も高くなってきて、イベントで県民の方が参加によって元気になるよということでございます。マラソンの天理の方々、大変な参加の盛り上がりでございますので、このような参加というのは奈良らしいおもてなしということに定着してきていると思います。これは県庁がやり始めたものでございますが、県庁ばかりがする必要はないということも確かにあります。だんだん定着して自主的な運営ができれば県庁の役目が低下することになって、それは大変ありがたいことだと思っております。

続ける観点からは、なら燈花会のような奈良市の若者が続けていただいたものがございましたが、定着するまで十年かかったと。奈良の人は冷たいとなら燈花会の方が言っておられましたので、ぜひそのようなお祭りを仕掛けられる人に温かい言葉をかけてあげたいものだと思っております。

部落差別解消の法律案についてのご意見、ご質問がございました。

最初のご質問は、新たな部落差別をつくる危険な法案は廃案すべきと考えるがどうかということでございます。議員がお述べになりましたように、議員提案による部落差別の解消の推進に関する法律案につきましては、去る十一月十六日の衆議院法務委員会及び同十七日の同議院本会議でそれぞれ可決後、参議院に送られ審議が行われているところでございます。

この法律案では現在もおお部落差別が存在するとの認識が示されております。実際にインターネット上において、同和地区の名称、所在地等の情報を掲載したり、当該地区や当

該地区に居住あるいは当該地区出身の個人などを誹謗中傷する事案が発生していることも事実でございます。また市町村等へ同和地区の問い合わせがあるなど、残念ながら現在もなお部落差別は陰湿化しながら現存しているものと考えております。

そうしたことから、部落差別が社会において決して許されないものであることを明らかにする意義は大きいと認識しております。この国会において同法律案の審議の推移を注視し、見守っているところでございます。

また、平成十三年度まで行われた同和対策事業特別措置法に基づく各事業により、同和地区の生活環境等は大幅に改善されたものと思っております。同和地区と地区外との生活実態面での格差は縮小しました。これは大いに評価をすべき効果だと思っております。

しかしながら差別意識等を中心になお課題が残されておりますことから、県といたしましては平成八年の国の地域改善対策協議会における意見具申や平成十二年の県同和対策協議会の建議での指摘を踏まえまして、特別措置法は失効したものの部落差別がある限り一般施策としての同和対策は必要と認識し、これまでから部落差別の解消に向け、人権教育・啓発をはじめとした諸施策に取り組んできているところでございます。

これからも奈良県人権施策に関する基本計画に基づきまして、これまでの同和対策の成果を大切にしながら同和問題を人権問題の重要課題の一つとして位置づけることはもとより、障害のある人や女性、性的マイノリティなど、最近発生しておりますさまざまな人権問題の解決に向け人権行政の総合的な推進に一層努めてまいらなければならないと思っております。

次は、過労死を生み出さない働き方改革についてのご質問でございます。

県庁の職場の三六協定の締結の実態を問われたものでございます。労働基準法第三十六条の規定による協定締結が必要な事務所は、九十ある知事部局の事業所のうち土木・建築、保健衛生等の事業にかかわる五十二の事業所でございます。十一月二十九日現在で、そのうち四十一の事業所で締結ができました。締結できた四十一事業所では、時間外勤務の上限を原則月三十時間、年三百時間と定められております。また今月中にも新たに五事業所で締結できるめどが立っており、締結できていない残り六事業所でも特段の課題があるとは聞いておりませんので職員労働組合とも協力しながら、できる限り年度内に三六協定を締結できるよう引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

次のご質問は、長時間労働をなくすための取り組みということでございます。

時間外勤務の縮減は、ワーク・ライフ・バランスの実現、職員の健康管理や効率的な事務執行の観点から非常に重要と考えてきております。従来から所属長による時間外勤務の事前命令と職員一人ひとりの勤務終了後の速やかな退勤の徹底に取り組んできているところでございます。

具体的には、毎週水曜日を定時退庁日と定め昨年度に引き続き人事課と職員労働組合が連携して各所属を巡回し、時間外勤務命令のない職員がいた職場の所属長に注意文書を発行する取り組みを行ってきております。今年度は新たに各部内の繁閑調整や時間外勤務の

縮減の取り組みをさらに推進させるため、各部次長に組織・人事管理責任者の発令を行いました。時間外勤務の管理の責任者の所在を明確にしたものでございます。

職員労働組合とも協力して、啓発ポスターの作成や十九日十九時完全退庁の取り組みも行っております。労働組合とも一緒にやろうということで始まったポスターでございます。組合長はなかなかハンサムな方でございますので一緒に写真を撮ると大変なハンディを感じましたが、握手をして手を結んでやるということは表現させていただいたかと思っております。

さらには事務事業の見直しを行うことはもとより、事務執行の上での仕事のやり方を見直していくことが重要でございます。大変重要なことだと思っております。このため、会議の効率化、資料の縮減などの効率的な業務マネジメントを評価する職場環境を実現していくことを次期（仮称）行政経営改革推進プログラムの一項目として位置づけ、取り組んでまいりたいと考えております。その際、各所属において実施された効果の大きい取り組みについて紹介し、全庁的にも取り組みを促してまいりたいと思っております。

今後とも、時間外勤務の縮減による職員のワーク・ライフ・バランスの推進と県庁職員の働き方改革、職場風土改革に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくご指導賜りたいと思っております。

私に対する質問は以上でございました。ありがとうございました。

○副議長（小泉米造） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） （登壇）四十二番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には二問の質問をいただいております。一問目は、教員の長時間労働をなくすため、部活動の実態把握の上、週一回以上の部活動を行わない日を義務化すべきと考えるがどうかのお尋ねでございます。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化等に親しませるとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は勝利を追求するあまり本来の目的を見失うなど、生徒・教員ともにさまざまな弊害を生むと認識いたしております。

県教育委員会では、部活動が生徒・教員の加重負担とならないよう、従前より中・高等学校においては週一日以上の休養日を設定するようお願いをいたしておりますけれども、本年度、県教育委員会で公立中・高等学校を対象として調査を実施したところ、運動部活動におきましては、休養日を設定していると回答した中学校は四〇%、高等学校では四四%と、十分に趣旨が徹底されていないことが判明いたしました。また他の調査におきましても、部活動等の課外活動の指導時間が特に長く、これが教員の長時間労働の原因の一つとなっております。

これらのことを踏まえまして、全ての部活動において週一日の休養日の設定を徹底するため現在、中学校・高等学校の校長会及び各体育連盟等の関係団体と協議を重ねておりまして、十二月中旬をめどに市町村教育委員会及び県立学校に通知をし、周知していきたいと考えております。また今後は、年に一度の実態調査を実施することにより、その徹底に努めてまいり所存でございます。

次に、就学援助制度のうち、新入学児童生徒学用品費についての支給金額及び支給時期についてのお尋ねでございます。

就学援助は、経済的理由により小学校・中学校での就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して市町村が学用品や通学用品等の購入費用を援助する制度でございます。このうち新入学児童生徒学用品費は、特に一年生を持つ保護者に支給されるものですが、多くの市町村ではこの支給金額を毎年度、国が示しております要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を参考に定めております。

この予算単価は、国が隔年で実施しております子供の学習費調査の結果と比較いたしましても、小・中学校とも低い金額で設定されていると思われるため、県教育委員会では全国の都道府県教育長協議会を通じて国に対し単価の引き上げを要望しているところでございます。

次に、市町村が新入学児童生徒学用品費を支給する時期についてでございますが、議員お述べのとおり王寺町では来年度の新生から三月上旬に支給を行うよう制度の運用を変更する予定と聞いております。現状、多くの市町村では就学援助の認定手続を前年所得の確定を待つて行うため、保護者への支給時期は七月から九月となっております。これは、所得確定前に就学援助の対象者として一旦認定を行いましても、その後、世帯員に一定以上の所得が判明いたしますと、当該認定を取り消し支給した金額の返還を求めなければならない、そんな場合を心配しての取り扱いであるとのことでございます。

これまで県教育委員会では県内市町村との連携を密にし、担当職員向けに事務手引を作成したり、他府縣市町村の制度運用状況を調査し、この結果を情報提供を行うなどの支援を行ってまいりました。このたびの王寺町の取り組みにつきましても、先月、事務の参考にしていただけるよう情報提供を行ったところでございます。今後とも、市町村の就学援助制度が適切に運用されるよう支援してまいりたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○副議長（小泉米造） 土井健康福祉部長。

◎健康福祉部長（土井敏多） （登壇）四十二番今井議員のご質問にお答え申し上げます。

私には、後期高齢者医療制度について、受診抑制につながるような改悪をやめるよう国に働きかけるべきと考えるがどうかのお尋ねでございます。

議員お述べの後期高齢者医療制度につきましては、負担の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、国の社会保障審議会の医療保険部会におきまして、保険料の軽減特例措置や高額療養費制度の見直しが検討されております。先日、十一月末に開催された同部会では、複数の見直し案が示され検討が進められております。

こうした見直しの動きに対し県といたしましては、国に対して、この八月には全国知事会を通じて低所得者の負担軽減のため適切な措置を講じることを要望するとともに、近畿民生部長会議からも、高齢者の生活実態に即し、過度の負担とならないよう国の責任において対策を講じることを要望したところでございます。

引き続き、低所得者の負担軽減を含め後期高齢者医療制度が安定的に運営されるよう、さまざまな機会を捉え、国に対して要望してまいります。

以上でございます。

○副議長（小泉米造） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ご答弁ありがとうございました。何点か質問をさせていただきたいと思っております。

南スーダンの問題では、国のことだからお答えできないというのが知事のご答弁でございましたけれども、私は、今、南スーダンで戦闘が起きれば、南スーダンの政府軍と日本の国によって任務を命じられた自衛隊が武器を使って交戦するということになると、これは、憲法第九条第二項の交戦権はこれを認めないということに抵触することになるのではないかというふうに思っておりますけれども、知事はその点でどんなふうに考えておられるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから自衛隊の問題ですが、自衛隊の誘致に関しては一貫して災害対策が中心の理由しか述べられておりません。今、日本の自衛隊の基地とアメリカ軍の基地の共同使用が非常に進んでいるというような状況がある中で、災害対策だけに特化して誘致するというのは危険な方向ではないかというふうに私は一貫して思っております。その点ではどんなふうに考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから平城宮跡の奈良大立山まつりの問題なのですが、先ほどもパネルを出させていただきましたが、奈良大立山まつりといいますと、大極殿の前に四つの四天王が並ぶというのが大立山のイメージになっているわけです。昨年と違いまして、今、大極殿院の建物の復元工事のための資材保管庫とか加工原寸場が建設されております。大立山の広場の西半分くらいのスペースに既にその建物ができているのですが、こういう形のものがことしも可能になるのかどうなのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

それから、ことしは一月二十九日から二月二日までの日程でした。来年は一月二十五日から一月二十九日というふうに四日間前倒しになっております。前倒しにした理由、どんなことを想定されているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

部落差別の解消法の問題につきましては私は、本当に長い間、多くの方々が血のにじむような命がけの努力をされてきたとっております。今、こうした法律をつくることは歴史を後退させていく、歴史の到達点を根底から破壊する、こういうものにつながるのではないかと思いますので、改めてこうした法律はつくるべきではないということを意見として申し上げておきたいと思っております。

それから、過労死をなくす問題です。お手元にございます資料をちょっと見ていただきたいと思っております。これは県庁の職員の方の残業時間、二十二時以降の深夜手当が出ている人の残業時間です。十二月が十八職場、一月が十六職場、二月が十一職場で、平均の合計が何と三カ月で三百七十五・一時間という、あまりにも異常な事態です。そして三カ月全て対象になる職場が七つございます。人事課、財政課、情報システム課、保健予防課、道路建設課、道路環境課、河川課の七つになっております。個々の方の状況は把握できる立場にはございませんけれども、三六協定の中でも延長時間の限度というのが定められておりまして、それでは三カ月で百二十時間、一年間三百六十時間ですので、三六協定の一年間の限度を三カ月間ではるかに超える勤務実態が県庁の中で行われているという問題、これは早急に手だてを打たないと過労死を生み出すことになると思っておりますので、この点についてどんなふうにしようと思っているのか、お尋ねしたいと思っております。

あとは就学援助の問題、ぜひ奈良県全部そういうふうになるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

後期高齢者につきましても、制度が存続できても実際に医療にかからなかったら意味がないと思っておりますので、これにつきましても、きちっと意見を伝えていっていただきたいと思っております。

○副議長（小泉米造） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） ご質問ありがとうございました。憲法第九条第二項の解釈でございますが、憲法調査会で議論したこともあるので、多少うろ覚えになりましたが、第一項はともかくとして、第二項が大きな議論の対象でございました。自由民主党の中では第二項を取れと、改憲しろという意見が大きなことでございました。今回の法律は、その第九条第二項の解釈を経て法律が成立して派遣されたものでございますので、南スーダン派遣の派遣法と第九条第二項の憲法解釈は政府内では確立しているものと考えております。私が言う立場にはないと思っておりますけれども。あとは、違憲かどうかの法廷がある可能性は法制上あると思っておりますけれども、私に聞かれても権威もございませんし、議論の所在があるということは十分認識しております。認識もしていないと思われたかもしれませんが、認識だけはしております。その上で合憲の法律が成立したものと思っております。

自衛隊誘致で災害に特化するのがいいとか悪いとか。自衛隊は国内で沖縄以外にあまり戦争したことがございません。歴史上ですね。海外へ派遣して戦争をしたことはあります

が国内で戦争をしたことはございません。国内で防衛するというのは大事なことでございますが、内陸で防衛ということは、敵が攻めてきて上陸して戦車で交戦すると。自衛隊は戦車も持っておりますので、そのような想定はできるのだろうかと言ったことはございますが、国内の自衛隊の基地は専ら災害のための基地で、国民の人命救助のための活躍をされているのが実情でございます。自衛隊でございますので、いざというときには防衛任務があるわけでございますが、今、防衛の主力は尖閣とか海上に行っております。

したがって先ほどのご質問とも関係いたしますが、内陸に駐屯地を移動するというのは、今の時期、なかなか難しいのだよということと言われておりますが、内陸の基地の必要性が否定されたわけではございません。奈良県としては、紀伊半島の災害が起これば自衛隊は必ず出動されますので、その効果を十分にあらしめるために必要な基地だというふうに考えております。

大立山の極殿前に極殿院をつくるための建屋、資材置き場がつけられました。邪魔になるのではないかというご質問の趣旨だと思いますが、大立山が大回りを去年はしてございましたが、大変遠くに見えてちょっと離れて寒々しいなという声がありました。ことは建屋を避けて小回り、半分回りをするように聞いておりますので、身近に大立山が見られるというメリットがある、小さな回り方で建屋を避ける回り方をすると聞いております。

日付の変更、一月二十九日から一月二十五日開始になったというのは、特段の理由は承知しておりません。山焼きの日がこの日のうちの一つにありますので、奈良大立山まつりと若草山焼きとが重なる日があるというので、これは一つの見ものであろうかというふううわさをされておるものでございます。

過労死につきまして、先ほどの資料を拝見いたしました。職員の残業が平均百三十一時間。この平均というのはまたちょっと調べますが、三カ月、五十八人の平均ということは、二百時間の人も百時間の人もいるということになる数字だと思います。それがそれぞれの職場で続いているのか、平均ですので、三六協定はどのような人も三カ月百二十時間を超えてはいけないよという規定でございますので、三六協定のほうがもっと厳しいわけでございます。低い人もいるから平均でクリアしているからいいというわけにいかないのが三六協定ではないかというふうに理解しておりますので、これは、そのデータベースをもう少し当局として精査をさせていただきたいというふうに思います。このとおりかどうかということでございます。疑っているわけではないのですけれども、三六協定に違反ではないかというふうに見えます。三六協定ができているところであれば違反になりますので、そのように検証をさせていただきたいと思います。

把握した質問の項目では以上でございます。

○副議長（小泉米造） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ありがとうございます。時間がないので、残業の問題についてもう一度質問したいと思います。県の人事課のほうから出していただいた資料によりますと、平均でならしたら十二月、一月、二月、これがそれぞれの平均、合計しましたら三百七十五・一時間ということですが、それが全ての人がこれになっているのかどうか、そこは私はわかりません。ですから、それにつきましては是非個別の方々の状況がどういうものになっているのかというのをぜひ一人ひとりの情報を把握していただきたいと思えます。

やはり過労死が起きてからでは間に合わないと思うのです。過労死のシンポジウムが奈良でこの間ありましたので、参加させていただきました。そこで実際にご主人を亡くしたご家族の方が報告をされておりましたけれども、ある子どもさんの作文が紹介されておりまして、もし自分の願いがかなうのだったらドラえもんタイムマシンを出してもらって、お父さんが亡くなる前の日に戻してもらおうと。そして、仕事に行かないようにと僕は言いたいのだというようなことが言われておりました。この数字から見ましたら、本当に起きてもおかしくない数字が出ておりますので、その点についてはぜひ個別の調査を行い、改善を早急にしていただきたいというふうに思えます。その点でご意見をお伺いしたいと思います。

○副議長（小泉米造） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） そのようなご趣旨の調査をさせていただきたいと思えます。

○副議長（小泉米造） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） 以上で終わります。

△午後五時二十八分散会